居宅療養管理指導のサービスに係る重要事項等説明書

　在宅患者訪問薬剤管理指導、居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第３７号第８条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）及び事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者（法人）の名称 | 株式会社岡本薬局 |
| 所在地 | 〒290-0081　千葉県市原市五井中央西１丁目２４番１ |
| 代表者（職種・氏名） | 代表取締役　松本　弘行 |
| 設立年月日 | 昭和４６年２月１８日 |
| 電話番号 | ０４３６－２１－０６１４ |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称（本店） | 株式会社岡本薬局 |
| 介護保険指定事業所番号 | 千葉県知事指定第１２４０６４２０４１号 |
| 事業所所在地 | 〒290-0081　千葉県市原市五井中央西１－２４－８ |
| 電話番号 | ０４３６－２１－０６１４ |
| 管理者の氏名 | 岡本　瑠璃子 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称（みなみ店） | 岡本薬局みなみ店 |
| 介護保険指定事業所番号 | 千葉県知事指定第１２４０６４０８３９号 |
| 事業所所在地 | 〒290-0081　千葉県市原市五井中央西―２０－９ |
| 電話番号 | ０４３６－２０－３７３１ |
| 管理者の氏名 | 山野　紀子 |

1. 事業の目的と運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の目的 | 要介護状態、要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、担当の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 1. 利用者等の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスや医療の提供に努めます。   ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。  ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。 |

３．提供するサービス【居宅療養管理指導等サービス】

|  |
| --- |
| 1. 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、利用者や利用者家族又は看護に当たっている方に対し、薬剤の保管・管理や使用等に関する説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。 2. 利用者の服薬状況、体調変化等の情報をもとに、医師への定期報告を行うとともに、薬の専門家の立場から適切な処方を医師へ提案し、より良い薬物療法につながるよう努めます。 3. 当事業所の薬剤師が、使用期限切れ等により薬剤を有効かつ安全にご使用いただけないと判断した場合、その薬剤を回収し、処分する場合があります。 4. 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者の服用する薬やその薬が生活環境に及ぼす影響等について報告書（居宅療養管理指導報告書）を提出いたします。 5. サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。   注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。 |

４．職員の体制

　　当事業所の職員体制は以下の通りです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 員　数 | 通常の勤務体制 |
| 薬剤師 | 株式会社岡本薬局  常勤２名、非常勤２名  （介護支援専門員資格者１名） | 月・火・水・金・土  ９：３０～１５：００ |
| 岡本薬局みなみ店  常勤２名、非常勤６名  （介護支援専門員資格者１名） | 月・火・水・金　８：００～１９：００  木　８：００～１６：００  土　８：００～１４：００  上記開局時間１～６名の薬剤師が勤務 |
| 管理栄養士 | 岡本薬局みなみ店のみ  非常勤１名 | 栄養指導日（木曜日）予約制 |
| 事務員 | 岡本薬局みなみ店のみ  常勤３名、非常勤２名 | 月・火・水・金　８：００～１９：００  木　８：００～１６：００  土　８：００～１４：００  上記開局時間１～４名の事務員が勤務 |

５．担当薬剤師

　①担当薬剤師は、事業所に所属する薬剤師の中から、主担当、副担当を選任します。

　　なお、担当薬剤師が訪問できない場合（冠婚葬祭や急病など）は、当事業所の他の薬剤師が臨時対応させていただきます。

　②責任者は、松本　弘行（株式会社岡本薬局）、山野　紀子（岡本薬局みなみ店）となります。

　③利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、サービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

　④担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。

６．営業日時

　　各事業所の営業日時は、薬剤師勤務体制の曜日及び時間と同じです。但し、国民の祝祭日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除きます。

７．通常の業務の実施地域

　　当事業所の通常の実施地域は、事業所より片道１６km以内の次の通りです。

　　通常の実施地域は、市原市、千葉市、袖ケ浦市、長柄町の区域です。

８．緊急時の対応

1. 緊急時等の体制として、閉局時は時間外携帯電話に自動転送され、２４時間常時連絡が可能な体制を取っています。
2. 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
3. 利用者の状態の急変等に伴い、利用者に係る計画的な居宅療養管理指導とは別に、医師の求めにより緊急で訪問薬剤管理指導（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導（※））を実施した場合、以下の費用をご負担いただきます。
4. 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、最大月４回（末期の悪性腫瘍あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者については最大月８回）実施いたします。

※在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は公的医療保険の適用となります。

　（令和６年６月１日時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料として | 自己負担の負担割合 | | |
| １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 1. 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴う場合 | ５００円 | １,０００円 | １,５００円 |
| 1. 上記以外の場合 | ２００円 | ４００円 | ６００円 |
| 1. 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変において、情報通信機器を用いた場合（※） | ５９円 | １１８円 | １７７円 |
| 末期の悪性腫瘍あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者について以下の訪問を行った場合は①に加算 | | | |
| 1. 夜間帯（開局時間外で、かつ6:00～8:00、19:00～22:00）に訪問した場合 | ４００円 | ８００円 | １,２００円 |
| 1. 休日（営業日以外）に訪問した場合 | ６００円 | １,２００円 | １,８００円 |
| 1. 深夜帯（22:00～翌6:00）に訪問した場合 | １,０００円 | ２,０００円 | ３,０００円 |

※情報通信機器を用いた場合、上記④、⑤、⑥の加算は発生しません。

９．利用料（金額は自己負担割合に応じて異なります）

　　居宅療養管理指導は、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、

最大月４回（末期の悪性腫瘍、中心静脈栄養、あるいは注射による麻薬の投与が必要な

利用者については最大月８回まで）実施いたします。

介護保険制度の規定により、１回の訪問につき以下の通り定められています。

（令和６年６月１日時点）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①居宅療養管理指導として | | 自己負担の割合 | | |
| １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 同一月に同一建物で診療した人数 | １人 | ５１８円 | １,０３６円 | １,５５４円 |
| ２～９人 | ３７９円 | ７５８円 | １,１３７円 |
| １０人以上 | ３４２円 | ６８４円 | １,０２６円 |
| その他、以下の場合は上記に加算 | | | | |
| 1. 医療用麻薬持続注射療法を行っている場合 | | ２５０円 | ５００円 | ７５０円 |
| 1. 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合   但し、②が適用になる場合は加算されない | | １００円 | ２００円 | ３００円 |
| 1. 中心静脈栄養法を行っている場合 | | １５０円 | ３００円 | ４５０円 |

※上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係る費用（容器代等）の一部をご負担

いただきます。

※居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収させていただくことがあります。なお、自動車を利用した場合は、距離数が１０kmまでは１００円とし、１０kmを超えるときは、１０kmまでごとに１００円を所定金額に加算させていただくことがあります。

10．情報通信機器を用いた居宅療養管理指導費（金額は自己負担割合に応じます）

　　情報通信機器を用いて、月４回実施する場合があります。介護保険制度の規定により、以下のとおり定められています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 自己負担の負担割合 | | |
| １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 情報通信機器を用いた居宅療養管理指導費として | ４６円 | ９２円 | １３８円 |

11．利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法

　　下記のいずれかの方法によりお支払いください。

1. 事業者指定口座への振り込み
2. 現金支払い
3. クレジット払い

※①を選択された場合、利用月ごとの合計金額により請求いたします。振り込みにかかる費用はご負担願います。

※②、③を選択された場合、サービス提供ごとに請求させていただきます。請求の都度お支払いください。

※お支払いの確認が完了次第、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたします。領収書の再発行は致しかねますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から１月以上遅延し、さらに支払いの督促から７日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

12. 事故発生時の対応について

　　居宅療養管理指導サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者及びその家族、医療機関、利用者に係る介護事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. ハラスメント対策

　　利用者及びその家族、または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為があり、当該行為の是正及び再発防止等に向けて利用者等と協議、対応を行ったにも関わらず、適切な居宅療養管理指導サービスを提供することが著しく困難な場合には、当事業者は相当期間の予告期間を置くとともに、後任の事業者の紹介その他の必要な措置を講じたうえで、居宅療養管理指導サービス提供の契約を解除させていただくことがあります。

14. 苦情申立窓口

　　当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば下記までご連絡ください。

①連絡先：０４３６－２０－３７３１

　　②担当者名：山野　紀子

15. 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

当社は、以下の利用目的に必要な範囲で、利用者（利用者家族又は代理人を含む。以下同じ。）の個人情報を利用いたします。また、法令に基づく場合を除き、あらかじめ利用者の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、以下の目的に該当する場合は、利用者から特に申し出がない限り、居宅療養管理指導サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者の個人情報を第三者に提供する場合があります。

* 利用者に対する居宅療養管理指導サービス及び薬剤情報並びに関連するサービス・情報の提供
* 利用者に対する当社が取り扱う商品及びサービスその他の健康維持及び増進に有益と思われる情報のご提供
* 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先等）
* 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所などとの必要な連携
* 病院、診療所等からの照会への回答
* 家族等への薬に関する説明
* 保健請求事務
* 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出等
* 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
* 当社内で行う症例研究
* 当社内で行う薬学生の薬局実務実習
* 外部監査機関への情報提供

1. 要配慮個人情報の取得

当社は、居宅療養管理指導サービス提供のため、利用者が当社による調剤を希望する場合に、医師より直接、医師が利用者に発行した処方箋の情報（書面、電子を問わない）を取得することがあります。利用者は、サービス利用同意において、要配慮個人情報である当該情報を当社が取得することにも同意するものとします。

1. 個人情報を提供されることの任意性について

利用者が当社に個人情報を提供されるかどうかは任意によるものです。ただし、必要な項目をいただけない場合、適切な対応ができない場合があります。

16. 規定外事項

　　本説明書に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

※事業所の運営規定の概要等の重要事項等については上記となります。